

建災防神奈川支部ニュース

No.540 令和2年11月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話201-8456 FAX201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

神奈川県建設業労働災害防止大会に向けて



黒田 憲一

建設業労働災害防止協会神奈川支部
支部長

さて、建設業における労働災害は会員を始め、関係各位の地道なご努力によりまして、長期的には着実に減少してきておりますが、県内建設業における労働災害は、昨年は死亡災害が10名となり一昨年と続いて二桁の死亡者数となってしまいました。

加えて、今年の1月以降10月末までの死亡災害は9名で、昨年同時期と同数となっており、その内容は9名のうち4名が墜落・転落が原因で、依然として全体の40%を超えています。

今年はとりわけ国の定めた第13次労働災害防止推進計画の中間年として折り返し地点にあるわけですが、計画の達成がとても困難な情勢にあると言わざるを得ません。

今回、神奈川支部としても緊急事態であるとの認識から、11月5日開催の神奈川県建設業労働災害防止大会において、今後2年5か月、13次防の期間について、新たに「**セーフティリボン運動**」という運動を展開することを提案させていただきます。本支部ニュースの4項～5項に、その運動の趣旨のリーフレットを掲載させていただきます。

建設業ではなかなか定着しづらいヒヤリハット運動ですが、この運動の目的は、作業員一人ひとりの目で気が付いた危険と、ヒヤリハット

という未遂となった災害の体験を目に見える形にする活動を通じて、作業員の安全意識の高揚を図るとともに、安全で安心な職場環境を形成しようという取組です。

会員の皆様方におかれましては、墜落・転落災害防止対策への取組に加えて、「セーフティリボン運動」の展開をお願いするものです。

本来であれば、支部の大会は、一般の参加も加えて500名程度の規模で開催するところでしたが、本年は新型コロナウイルス感染拡大という状況の下、誠に残念ですが、表彰者に絞って開催させていただきます。

そこで、神奈川支部では初めての試みとして、大会終了後、支部のホームページにて本大会の一部の様子を公開することとしております。

来賓の御挨拶、監督署長の講話等についてはぜひホームページで御覧ください。

※公開の詳細は事務局日より参照

第55回建設業労働災害防止大会

日時 11月5日(木) 15時開場

場所 はまぎんホール

横浜市西区みなとみらい3-1-1

大会次第

- ・ 支部長挨拶
- ・ 顕彰・表彰(本部、神奈川支部)
- ・ 来賓祝辞
- ・ 来賓紹介、祝電披露
- ・ 安全の誓い
- ・ 講話 平塚及び相模原労働監督署長

※今大会は一般参加は不可です。

神奈川県建設業労働災害防止大会の開催に当たり



園田 宝

神奈川県労働局
局長

第55回神奈川県建設業労働災害防止対策が盛大に開催されることを心からお喜び申し上げます。

黒田支部長をはじめ、会員の皆様方には、日ごろから労働行政の推進に多大な御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、長年にわたって建設業の労働災害防止活動に積極的に取り組まれた御功績に対して、顕彰又は表彰を受けられました皆様方には、心からお祝いを申し上げますとともに、今後ますますのご活躍を祈念いたします。

さて、本年は、昨年末からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行があり、特に日本では緊急事態宣言が出された4月7日から、緊急時宣言が解除された5月25日にかけて、感染症対策のためとはいえ、多数の工事現場に自主的に作業を縮小、あるいは作業を中止いただき、さらに今時点においても、「新しい生活様式」を参考に、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力いただいていることにつきまして、深く感謝申し上げます。

また、本年は、梅雨の時期に日本各地の広い範囲において記録的な大雨により、大規模な土砂崩壊や河川氾濫が発生し、人的・物的に甚大

な被害をもたらしました。本県においても、強風などの自然現象を契機とする建設現場での死亡災害が発生しております。被害にあわれた方々に、心からお見舞いを申し上げますとともに、皆様には今後発生が懸念される台風被害などへの万全な備えをお願いいたしたいと存じます。

本年度は、第13次労働災害防止推進計画の3年目です。神奈川県労働局の建設業における推進計画におきましては、最終年の死亡者数を5人以下、死傷者数を657人以下とすることを数値目標として掲げていたところです。

皆様方には、工事現場でのフルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）の普及促進による墜落転落災害の防止の徹底、安全点検の履行、「危険の見える化」推進、安全教育の徹底等により、年末、年度末に向け引き続き労働災害防止の積極的な取組をお願いいたします。

建設業は、働き方改革関連法の時間外労働上限規制の適用が令和6年3月末まで猶予された業種ではありますが、人手不足の中、優秀な人材を確保するには働き方改革の推進は不可欠ですので、計画的に改革を推進していただくよう、重ねてお願いいたします。

発注形態の見直し等、解決しなければならない課題が山積みしておりますが、年次有給休暇の積極的な付与や土曜休日の推進等、できるところから着実に対応してください。

神奈川支部におかれましては、神奈川県内のみならず、全国の建設業の労働災害防止活動の中心的存在として、会員事業場とともに、労働災害防止に取り組んでいただき、引き続き着実な成果を上げられることを期待しております。

11月は労働保険適用促進強化月間です。

正社員、パート、アルバイト等の雇用形態に関わらず、ひとりでも雇っている場合、事業主は労働保険の手続きを行う義務があります。電子申請での手続き、口座振替が便利。24時間、365日いつでもOK！ 詳しくは神奈川県労働局、労働基準監督署またはハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

神奈川県労働局と合同パトロールの実施

労働衛生週間パトロール ～島崎副支部長参加～



9月30日神奈川県労働局と神奈川県支部とで合同でパトロールを開催しました。同パトロールは労働衛生週間に向けて行われたもので、現場は清水建設(株)・(株)ピーエス三菱・岩田地崎建設(株)JVで施工中の新東名高速道路高松トンネル工事です。神奈川県労働局からは井上労働基準部長をはじめ、重河健康課長、安全・健康課の専門官らが参加し、神奈川県支部からは島崎副支部長が参加、パトロールに当

たって、特に重篤な結果につながりやすい**墜落・転落災害の撲滅**を目指し、継続的に労働災害防止活動に取り組んでいただくようお願いしました。当該工事は新東名の建設において、総延長3.4キロにわたるトンネル工事であり、工期は令和4年9月までです。電動ファン式の防じんマスクを着用して切羽付近までパトロールを行い、換気状況等の粉じん対策について確認を行いました。



三原副大臣による視察 ～黒田支部長参加～



10月15日三原厚生労働副大臣による新高島の工事現場の視察があり、厚生労働省、神奈川県労働局の要請により支部長が参加しました。同視察は副大臣の就任に伴うもので、現場は鹿島・鉄建・小俣共同企業体による(仮称)横濱ゲートタワープロジェクト建設工事です。厚生労働省からは三原厚生労働副大臣のほか、副大臣秘書官、安全衛生部長ほか、神奈川県労働局からは井上労働基準部長、石井安全課長、安全専門官らが参加し、神奈

川支部からは黒田支部長が参加しました。

当該工事はみなとみらい21に建設中のS造地下1階地上21階で、高層棟と低層棟に分かれ、低層棟にはプラネタリウム等が建設されます。スマート生産の取組、現場所長の方針、鉄骨建方中の墜落転落等を含む足場からのトラブルを防止するための外部養生ユニットの紹介等が行われました。最後に三原副大臣から本日の対応にかかる謝辞がございました。



挨拶する三原副大臣（右後ろに支部長）

セーフティリボン運動



そのヒヤリハット
見逃すな！

神奈川県労働局 各労働基準監督署
建設業労働災害防止協会神奈川支部

セーフティ リボン運動

～作業員一人一人による危険の見える化の展開～

1 趣旨

セーフティリボン運動とは、作業員一人一人の目線により危険の見える化を展開することにより、災害防止に寄与するもの。

2 実施事項

現場内において、作業中あるいは通行中等において、ヒヤリとした、ハットしたという瞬間に、その体験した危険をほかの作業員にわかるように、注意喚起の蛍光色等目立つリボン、テープ等を原因箇所に貼り付ける。（セーフ巻き）

現場巡視、分会のパトロールの際においてもセーフ巻きを行い、現場管理者は巡視時等において、セーフ巻きされた箇所を確認し、リスクレベルが設備改善が必要なレベルか判断し、必要な対処を行うもの。

3 期間

令和2年11月5日～令和5年3月31日（第13次労働災害防止推進計画の期間）

No	対象	状態	改善イメージ
1	作業時		
2	作業時		
3	通行時		
4	パトロール時		

あなたの現場は大丈夫？

労働災害発生事例

藤沢署管内発生

工場の屋根の補修中、スレートを踏み抜いて墜落

状況

災害発生日時 令和2年9月 午後2時ごろ 建築工事業

工場の屋根の補修工事において、さび等の破片が屋根の上に散乱したため、これを掃き集めていたところ、スレート屋根になっている箇所を踏み抜き、約8メートル下の工場床に墜落したものの。



約8m墜落

災害のここをチェック

1 踏み抜き防止措置

スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きにより危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等の踏み抜きによる危険を防止するための措置を講じること。（安衛則第524条）

※防網を張る等の等には親綱を配置し、安全帯を使用させることも含む。

2 作業状況の把握と手順の見直し

作業開始前に作業場の状況を把握し、あらかじめ定めた作業計画や作業手順にない作業が発生したときは、職長と元請職員が協議し、統責者の承認を得てから作業を行うこと。

注：イラスト・災害のここをチェックは参考です。実際の災害状況とは異なります。

☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

いづれも神奈川県労働局 令和2年9月末現在

業種	署												
	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
2年	37	15	29	41	39	55	25	50	28	41	34	41	435
	(1)		(1)	(1)				(1)	(2)			(1)	7
前年	49	11	35	39	34	64	30	32	23	37	34	57	445
						(1)		(1)	(1)	(2)		(2)	7

(注) 労働者死傷病報告による、()内は死亡者数である。

☆死亡災害発生状況☆

令和2年10月27日現在

	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年 (令和2年)	前年同期 (令和元年)	前々年同期 (平成30年)	令和元年	平成30年	平成29年
	いづれも(確定値)					
製造業	3	2	5	2	6	6
建設業	9 (2)	9 (1)	7	10 (1)	10 (1)	6 (1)
交通運輸業				1	1	
陸上貨物運送事業	2 (1)	2 (1)	2	2 (1)	2	5 (1)
港湾荷役業			1	1 (1)	1	
商業	1 (1)	1 (1)	4 (2)	1 (1)	4 (2)	3
清掃・と畜業	3 (1)	2	5 (1)	3 (1)	5 (1)	4
その他	3 (1)	3	4 (1)	4 (1)	5 (1)	6 (2)
合計	21 (6)	19 (3)	28 (4)	24 (6)	34 (5)	30 (4)

(注) 死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、()は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。令和元年は平成31年も含まれます。

☆死亡災害の概要☆

令和2年9月末現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
1	2月	土木工事業	基礎工事業用機械	被災者は自社で杭打機の輸送時仕様への組立の補助に従事。運転手が杭打機のリーダー下部を接地固定させていたジャッキを縮めて接地解除操作をしたところ、長さ約2メートルのリーダー下部が、リーダー本体とのヒンジを支点に大きく揺れた。その瞬間に被災者が何らかの理由で揺れる範囲に立ち入ってきて、リーダー下部に激突されたもの。
	16時頃	50人～99人	激突され	
2	3月	土木工事業	開口部	鉄道トンネルの坑口構造物の上を通る、幅1.5メートルの通路を歩行中、体勢を崩し、約13メートル下の線路付近に墜落したものの。
	0時頃	30人～49人	墜落、転落	
3	7月	土木工事業	乗用車、バス、バイク	夜間工事の現場に向かって高速道路を走行中のワゴン車が、ジャンクション前の右カーブでブレーキをかけたところタイヤが横滑りして道路左側側壁に車両左後部が衝突し、同乗の作業者のうち2名が死傷したものの。
	0時頃	10人～29人	交通事故(道路)	
4	7月	土木工事業	その他の環境等	橋梁建設工事現場の仮設の構台に設置していた二柱式看板(高さ3メートル、看板部分の高さ0.9メートル×幅4メートル)を2名で撤去中、突風(当日の最大瞬間風速11.1メートル/秒)で看板があおられて、1名が看板と一緒に構台の手すり(高さ約102センチメートル)を超え、構台下の橋脚用深礎杭の底まで、約60メートル墜落したものの。
	11時頃	30人～49人	墜落、転落	
5	7月	その他の建設工事業	トラック	夜間工事現場の残土を、外注ダンプで運搬中、残土捨て場の受付所の手前の道路上にダンプを止め、荷台にかけていた飛散防止用シートを外し、道路上でシートを折り畳み丸めているとき、後方から来た別会社のダンプに轢かれたものの。
	1時頃	10人～29人	交通事故(道路)	
6	8月	建築工事業	足場	11階建てビル新築現場で、外周の枠組足場を解体作業中、被災者は足場10層目で、解体した足場部材を地上に下ろすため、下の層にいる作業者に渡した際に、誤って地面まで約17メートル墜落した。フルハーネス型墜落制止用器具を着用していたが、そのフックを使っていなかったものの。
	11時頃	10人～29人	墜落、転落	
7	8月	土木工事業	建築物、構築物	建設残土の仮置き場に常駐しドラグ・ショベルで残土を均していたところ、残土の下に隠れていた、廃止済の地下タンク(直径約4.5メートル、深さ約30メートル)の蓋が崩れ落ち、ドラグ・ショベルとともに落下したものの。
	15時頃	10人～29人	崩壊、倒壊	
8	9月	建築工事業	、はり、もや、けた、	別掲6頁
	14時頃	10人～29人	墜落、転落	

**第55回神奈川県建設業労働災害防止大会
のウェブ配信のお知らせ**

冒頭の支部長のご挨拶にもありましたように、11月5日開催の神奈川県建設業労働災害防止大会について、大会終了後、当支部のホームページ上にて、大会の一部（支部長、来賓の挨拶、講演など）を公開します。一部にとどめたのは、個人情報の関係から、公開を否とされる方についての映像を管理することが技術的に困難と判断したからです。

公開日程は11月下旬を予定していますが、ご覧いただく際にはパスワードの入力が必要です。詳細は神奈川支部のホームページをご覧ください。

URL、パスワードは郵送される
支部ニュースにてご確認ください。

神奈川支部ニュースのカラー版の発行

10月8日に行われた編集委員会において、災害事例のイラスト等はカラー印刷の方が見やすく、従来のように編集段階で印刷業者に依頼するのではなく、できた原稿を印刷のみ発注するのであれば、カラー印刷でも予算的には変わらないとの意見をいただき、今月号よりカラー印刷版で発行することとしました。

工事計画届のQ&A（予告）

会員事業場から、監督署の工事計画届における注意事項、よく指摘される問題点等について取り上げてもらいたいとのご要望がございました。

編集部では近々にそれらの特集を組みたいと考えておりますが、この機会に普段届出の際に疑問に思っている点などについて受付けて労働局に問い合わせます。

内容によっては必ずしも回答が得られないかもしれませんが、下記の要領により事務局までご応募ください。

応募要領（FAXにて受付）

FAX番号 045-201-7735

支部ニュース編集部計画届特集あて

期日は年内でお願いします。

雇用管理研修開催

10月15日講堂にて23名が参加して雇用管理研修が行われました。この研修は厚生労働省委託事業として建設業の雇用管理者が必ず知っておくべきことをわかりやすく説明してくれるものです。年度内に基礎講習残り3回、コミュニケーションスキル等向上は年度内残り1回でいずれも無料です。この機会にぜひ受講ください。

支部行事予定

第55回神奈川県建設業労働災害防止大会

時：11月5日 15：30

所：はまぎんホール※一般参加不可

第2回理事会

時：12月3日 15：00

所：講堂

専門工事（解体業）研修会

時：12月4日 15：00

所：万国橋会議センター

分会事務局長会議

時：12月17日 15：00

所：講堂

建設5団体関連賀詞交換会

時：1月6日 11：00

所：ロイヤルパークホテル

正副運営委員長・部会長会議

時：1月14日 15：00

所：311会議室

雇用管理研修

時：11月17日 9：00

所：講堂

正副支部長・分会長会議

時：1月18日 15：30

所：メルヴェール